

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の主な改定内容

改定要旨

国土交通省及び農林水産省の最新版共通仕様書に準拠した改定

1. 共通事項

- ① テクリス登録において、これまでの受注者からの発注者への書面による事前確認、登録内容確認書の提出が、全てテクリスからの発注者へのメールによる確認に変更
- ② 字句の訂正

2. 設計業務共通仕様書

○河川編

- ・ 第4章「水文観測業務」が新たに追加

○森林整備編

- ・ 第4章第2節山地治山等設計において、各施設の設計に「設計計画」に関する条項が新たに追加
- ・ 第4章に第3節「地すべり防止工の設計」が新たに追加
- ・ 第4章に第4節「防潮工（海岸防災林造成）」が新たに追加
- ・ 第6章第3節「地区全体計画に係る施設等の設計」が削除

3. 測量業務共通仕様書

○森林整備編

- ・ 第2章第3節の第3項「海岸防災林造成の測量」が削除
- ・ 第2章に第5節「治山事業における防潮工等の測量」が新たに追加

4. 地質・土質調査業務共通仕様書

- ・ 第1章第118条「成果物の提出」において、ボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の地盤情報データベースへの登録に関する条文が新たに追加

5. 用地調査等業務共通仕様書

- ・ 各章共通して、調査や算定の基となる要領等を明文化（各種要領等を参考資料としてホームページに掲載）

6. 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

- ・ 第8章「水利模型実験」を新たに追加